

規 約

美ぎ島宮古グリーンネット

美ぎ島宮古グリーンネット規約

(名称)

第1条 この団体は、美ぎ島宮古グリーンネット（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 宮古地域は、平成15年9月に来襲した台風14号により農業を始め、各種のライフラインに甚大な被害を被った。また、海岸沿いの防潮林等も風害、塩害を受け海岸林は立ち枯れ状態になっている。本会は、この災害を教訓に防災に強い島づくりを推進するとともに、花と緑に包まれた美ぎ島宮古づくりを百年の計で持続的に行うこととする。

(行動計画)

第3条 本会の目的を達成するため、本会憲章を守り次の行動を行う。

- (1) 防風・防潮林・水源涵養林の植栽
- (2) 上記の維持管理
- (3) 防風・防潮林の調査及び普及啓発
- (4) その他本会の目的達成に必要な行動

(会員)

第4条 本会は、次の者で構成する。

- (1) 個人会員
- (2) 団体会員

2 本会の会員には別記様式1の会員証を交付する。

(入会及び退会)

第5条 本会の会員になろうとする者は、別記様式2により入会申込書を会長に提出するものとする。

2 会員は、次の各号の事由の一つに該当するときは本会を退会する。

- (1) 会員から退会の申し出があったとき。
- (2) 会費を1年以上納入しないとき。

3 会員は、本会を退会したとき第4条の2の会員証を返還しなければならない。

(会費)

第6条 会員は原則毎年度9月末日までに次の額を納入するものとし、ボランティア活動証明書を希望する会員には納入後に証明書を発行する。

- (1) 個人会員：一口 2,000円
- (2) 団体会員：一口 10,000円

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。但し、監事以外の役員は役職指定とする（別表1）。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長3名以内
- (3) 執行委員10名以内
- (4) 監事2名以内

- 2 役員は、総会で選任する。
- 3 会長は、本会を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代理する。
- 5 監事は、会計業務を監査し、総会で報告する。
- 6 役員の任期は3年とし、欠けたときは残任期間内で補充することができる。
- 7 役員の報酬は支給しないものとする。

(事務局)

第8条 本会の事務局を宮古森林組合内に置く。

- 2 事務局長は会長が任命する。

(総会)

第9条 総会は1年に1回定例として開催する。必要に応じて臨時に開催できる。

- 2 総会は会長が招集し、その議長となる。
- 3 総会は会員の3分の1の出席により成立し、議事は、出席会員の過半数の同意を持って成立する。

(総会の議決事項)

第10条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 行動報告及び収支予算、決算
- (2) 規約の改正
- (3) 役員の選任

(役員会)

第11条 役員会は会長が招集し、その議長となる。

- 2 役員会は、本会の運営に関する業務を協議する。
- 3 役員会は、年1回以上開催し、年間行動計画、収支予算、決算を審議し、本会の健全な運営を図るようつとめる。

(残余財産の処分)

第12条 本会が解散等により精算するときにある残余財産は、役員会及び総会の決議により、本会と類似の事業を目的とする公益法人もしくは地方公共団体に寄付する。

(監査)

第13条 会長は、次の各号の書類を作成し、定期総会開催前までに監事に提出し、その監査を受けなければならない。

(1) 行動報告書

(2) 収支決算書

3 この会の会計年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(その他)

第14条 その他必要な事項は役員会で議決し、会長が定める。

付則

この規約は平成17年4月18日から施行する。

この規約は平成26年7月22日から施行する。

この規約は平成29年 8月9日から施行する。

この規約は令和 3年7月30日から施行する。

この規約は令和 4年7月29日から施行する。

様式1

グリーンネットカード
個人（団体）会員番号0000
住所：
氏名：
会 員 証
美ぎ島宮古グリーンネットの会員であることを証する
令和 年 月 日
美ぎ島宮古グリーンネット
会長 ○○○ ○○ 印

別表 1

職　名	役　職　指　定
会　長	宮古島市長
副会長	J Aおきなわ宮古地区本部長
副会長	沖縄製糖株式会社 取締役工場長
副会長	宮古製糖株式会社 代表取締役社長
執行委員	宮古島市農林水産部長
執行委員	宮古島市水道部長
執行委員	宮古農林水産振興センター 農林水産整備課 課長
執行委員	宮古農林水産振興センター 農業改良普及課 課長
執行委員	宮古島観光協会 会長
執行委員	沖縄県建設業協会宮古支部 支部長
事務局長	宮古森林組合 常務理事

美ぎ島宮古グリーンネット事務局の組織及び運営規程

(目的)

第1条 この規程は、美ぎ島宮古グリーンネット事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長
- (2) 事務局員
- (3) 推進員

(職務)

第3条 事務局長は、会長の命を受け事務を総括し、職員を指揮監督する。

2 事務局員は、事務局長の命を受け事務に従事する。

3 推進員は、会員及び関係機関、地域住民等との連絡調整に当たる。

(事務専決)

第4条 事務局長は、美ぎ島宮古グリーンネット規約第10条の総会の議決事項以外の事務を専決できる。

(重要事項等の専決保留)

第5条 事務局長は、この規程の定めるところにより専決できる事項であっても、事案の内容が特に重要であるもの、異例なもの、疑義のあるもの、重大な紛争を生ずるおそれがあるもの等は、会長及び副会長の決裁を受けなければならない。

(文書の保存)

第6条 文書の処理を完結したものは5年間保存しなければならない。

2 ただし、事務連絡等の簡易な文書については1年間保存とする。

(その他)

第7条 その他必要な事務は、事務局長が定める。

附則

この規程は平成19年7月17日から施行する。

この規程は令和4年7月29日から施行する。

美ぎ島宮古グリーンネット会員への通信及び周知要領

1　主旨

美ぎ島宮古グリーンネットは、平成17年6月8日に設立され会員数は170余の個人・団体で構成され、その所在も全県に広がっている。会員への通信手段については、基本的には文書、案内等をもって行うものとするが、時間・経費を多く要することから通信及び周知については次の方法で行うものとする。

2　通信及び周知方法

(1) 総会、役員会、推進員会及び特に必要と認められる会議等の開催通知

ア 文書で通知する。

(2) 行動計画等（植樹、育林、その他イベント等）の開催通知

ア 個人会員

（ア）推進員を通して通知する。

（イ）宮古島田園マルチメディアで放映する。

（ウ）宮古地元新聞の行事、情報、お知らせ欄（無料）の活用

（エ）ホームページ上で周知

イ 団体・法人会員

（ア）ファックスまたはメールで通知する

ウ 会員以外の住民等

（ア）宮古圏内の個人会員同様とする。

（イ）必要に応じて文書等で協力を求める。

附則 本要領は、平成19年7月17日から施行する。

本要領は、令和4年7月29日から施行する。